

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1639号

平成17年3月8日火曜日 第1639号

印 刷 岡田印刷株式会社

◇目次◇	
告示	
医師の指定	247
解除予定保安林	247
林業用種苗生産事業者の変更登録	247
林業用種苗生産事業者の登録の失効	248
林業用種苗生産事業者の登録の抹消	249
海砂利年間採取認可総量の決定	249

名本 治				251
		任免群	学 令	
道路の供用	開始 (<i>II</i>)	251
道路の区域	変更(一般国	道 317号)	250
道路の区域	変更(県道川	之江大豊	線)	250
道路の供用	開始 (")	250
道路の区域	変更(県道壬	生川丹原	線)	249

告 示

○愛媛県告示第 493 号

 \bigcirc

 \bigcirc

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診	断する	身体障	害の種	類	診	療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	指定年月日
肢	体	不	自	由	内	科	医療法人北辰会 まなべ病院	曽	我	進	司	西条市氷見丙477番地	平成 17年 3 月 1 日
視	覚		障	害	眼 科		医療法人沖縄徳洲 会 宇和島徳洲会 病院	尾	崎	孝	次	宇和島市住吉町二丁目 6 番24号	"
		"			"		住友別子病院	増	田		環	新居浜市王子町3番1号	"
聴覚 そし	・平衡やく機	・音声 能障害	、言語	又は	耳鼻	國喉科	国立大学法人 愛 媛大学医学部附属 病院	木	村	美	佳	東温市志津川	"

○愛媛県告示第 494 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

西予市三瓶町周木字池ノ浦8番耕地372の6、8番耕地372の7、8番耕地372の8、字長谷8番耕地375の4、字ツバイ網代8番耕地414の1、8番耕地415の5、字荒網代8番耕地417の3

- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第 495 号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録変更の届出があった。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更に係る事項

生産事業者

武知明、宇都宮良市、曽根和儀、出水清志、堀井一男 、菅野ナカエに係る次の事項

生産事業者の住所

事業所の所在地

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所

2 変更の内容

武知明

生産事業者の住所

変更前 喜多郡長浜町大字白滝甲 298 - 17 変更後 大洲市白滝甲 298 - 17

事業所の所在地・

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所 変更前 喜多郡長浜町大字白滝 変更後 大洲市白滝

宇都宮良市

生産事業者の住所

变更前 喜多郡内子町大字大瀬未 282 番地 変更後 喜多郡内子町大瀬東3555

事業所の所在地・

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所(苗木)

変更前 喜多郡内子町大字大瀬 変更後 喜多郡内子町大瀬東

曽根和儀

生産事業者の住所

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川2852番地 変更後 大洲市肱川町宇和川2852番地

事業所の所在地

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川 変更後 大洲市肱川町宇和川

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所

種穂

变更前 喜多郡肱川町大字宇和川

変更後 大洲市

苗木

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川 変更後 大洲市肱川町宇和川

出水清志

生産事業者の住所

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川 735 番地 2 変更後 大洲市肱川町宇和川 735 番地 2

事業所の所在地

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川 変更後 大洲市肱川町宇和川

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所

種穂

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川

変更後 大洲市

苗木

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川 変更後 大洲市肱川町宇和川

堀井一男

生産事業者の住所

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川2185番地 変更後 大洲市肱川町宇和川2185番地

事業所の所在地

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川 変更後 大洲市肱川町宇和川

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所

種穂

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川

変更後 大洲市

苗木

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川

变更後 大洲市肱川町宇和川

菅野ナカエ

生産事業者の住所

変更前 喜多郡肱川町大字大谷3840番地 変更後 大洲市肱川町大谷3840番地

事業所の所在地

変更前 喜多郡肱川町大字大谷 変更後 大洲市肱川町大谷

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所

種穂

変更前 喜多郡肱川町大字大谷

変更後 大洲市

苗木

变更前 喜多郡肱川町大字大谷 变更後 大洲市肱川町大谷

○愛媛県告示第 496 号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録	生産事業者の氏名	又は名称及び住所	生産	事	業 の 内 容	事業所の名和	か及び所在地
番号	氏名又は名称	住 所	種	穂	苗木	名 称	所 在 地
131	石尾春夫	喜多郡内子町大字大 瀬未23			1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬
132	徳 山 求	喜多郡内子町大字大 瀬未15			1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬
133	中本茂彌	喜多郡内子町大字大 瀬未42			1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬
135	徳 本 義 雄	喜多郡内子町大字大 瀬未33			1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬
137	西岡康男	喜多郡内子町大字大 瀬未616			1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬
139	丸見義則	喜多郡内子町大字大 瀬未199			1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬
145	富 岡 彌太郎	喜多郡内子町大字内 子甲356	1 採取 2 精選		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字内 子
146	宇都宮 久 雄	喜多郡内子町大字大 瀬未282			1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬

147	溜水義宗	喜多郡内子町大字大 瀬未485 - 2	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	喜多郡内子町大字大 瀬
148	谷 岡 冨士男	喜多郡内子町大字大 瀬未631	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	喜多郡内子町大字大 瀬
149	高藤重吉	喜多郡内子町大字大 瀬寅214	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	喜多郡内子町大字大 瀬
152	宮崎満寿隆	大洲市平野町平地29 45	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	大洲市平野町平地
153	武知幸男	喜多郡長浜町大字白 滝甲298 - 17	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	喜多郡長浜町大字白 滝
283	内山森林組合	喜多郡内子町五百木 186 - 2	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	喜多郡内子町大瀬東
326	徳 田 冨 重	喜多郡内子町大字大 瀬甲8390	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	喜多郡内子町大字大 瀬
331	西岡政志	喜多郡内子町大字大 瀬未616番地	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	喜多郡内子町大字大 瀬

○愛媛県告示第 497 号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録	生産事業者の氏名	又は名称及び住所	生 産 事 ၨ	生 産 事 業 の 内 容 事業所の名称及び月					
番号	氏名又は名称	住 所	種穂	苗木	名 称	所 在 地			
134	篠 崎 近 信	喜多郡内子町大字大 瀬甲5213		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬			
138	高岡一夫	喜多郡内子町大字大 瀬未341	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬			
140	上 岡 進	喜多郡内子町大字大 瀬子16	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字大 瀬			
144	栗田久男	喜多郡内子町大字内 子甲167	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		喜多郡内子町大字内 子			
150	大 藤 三 重	大洲市平野町平地34 01		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		大洲市平野町平地			
334	西 村 政 行	大洲市菅田町宇津甲 1521番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		大洲市菅田町宇津			

○愛媛県告示第 498 号

愛媛県海砂利採取認可要綱(昭和55年12月1日制定)第3条第1項の規定により、平成17年度の海砂利に係る年間採取認可総量を次のとおり決定した。

平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 平成17年度の海砂利に係る年間採取認可総量 2,731,000立方メートル
- 2 知事は、平成17年度においては、1の年間採取認可総量 の範囲内で砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認 可をするものとする。

○愛媛県告示第 499 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	壬生川丹原線	西条市周布667番 9 地先から	IΒ	メートル 16 0~20 5	キロメートル 0 293	
宗 追	士土川分原線	同市周布727番 5 地先まで	新	16 0~20 5	0 293	

○愛媛県告示第 500 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	壬 :	生川丹原	原線	西条市周布72							平成17年3月8日

○愛媛県告示第 501 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立乙548番 1 から	IΒ	メートル 7.6~12.7	キロメートル 0 .050	
- 元	川之江八豆林	同町馬立乙551番1まで	新	9 2~27 .7	0 .050	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙551番 1	旧	6.6~8.0	0 .055	
"	"	四国个大印机名叫 為立乙331萬 1	新	22 6~39 0	0 .055	
,,	"	四国中央市新宮町馬立乙551番 1	旧	6 .1 ~ 11 .1	0 .070	
"	"	四国个大印制名则 為立乙331萬 1	新	25 8~36 2	0 .070	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙549番 3	旧	7 .1 ~ 13 .9	0 .097	
"	"	四国个人印机名叫 河北 (2)49亩 3	新	19 6~27 .7	0 .097	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙549番 1	旧	6.7~11.2	0 .126	
"	"	四国个人印机名叫 <i>河立(2.3</i> 47亩)	新	10 4~29 .1	0 .126	
,,	"	四国中央市新宮町馬立乙572番 1	旧	6 9~10 9	0 .042	
"	"	四国个大印制名叫為立乙3/2亩(新	15 0~22 0	0 .042	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙572番 1	旧	8 D ~ 13 .1	0 .070	
"	"	口留个人中别点时间加工6372亩(新	10 6~26 0	0 .070	

○愛媛県告示第 502 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	317 ⁻	0	△公士士 海町夕4000乗 1 ₩ #		IB	メートル 14 0~16 2	キロメートル 0.020	
一般国道	31/	5	今治市吉海町名4609番 1 地先		新	14 0~20 0	0 .020	

○愛媛県告示第 503 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		317号		今治市吉海	町名4609番	: 1 地先					平成17年3月8日

任免辞令

○任免辞令

2月1日

主任業務員 名 本 治

死亡

平成17年3月8日	変 媛	- 果 報	第1639号